

全般	計画	土づくり	苗づくり	植付け	初期	中期	後期	収穫	調製	出荷
----	----	------	------	-----	----	----	----	----	----	----

規範項目29

必須・重要・推奨



## 近隣住宅等への農薬散布の周知と農薬飛散防止

農薬は適正に使用されない場合、人畜及び周辺的生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。住宅地に近接する農地において農薬を使用するときは、理解を得るための配慮が必要です。

### 取組事項

- ・ 農薬を散布するときには、事前に周辺住民に対して、十分な周知を行う。
- ・ 散布にあたっては、通学時間帯を避けるなど、周辺住民に健康被害のない散布時間を設定する。
- ・ 散布時には、立て看板等により周辺住民等が立ち入らないよう配慮する。
- ・ 規範項目30に基づき、農薬の飛散防止措置を講じる。

農薬は、適正に使用されない場合、人畜及び周辺的生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。特に、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地(市民農園や家庭菜園を含む。)及び森林等(以下「住宅地等」という。)において農薬を使用するときには、特に配慮が必要です。

#### 【事前周知】

農薬を散布する場合は、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類について十分な周知に努めましょう。特に、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、当該学校や子どもの保護者等への周知を図りましょう。

#### 【散布時間】

農薬散布区域の近隣の学校、通学路等がある場合には、通学時間帯を避けるなど、近隣住民が活動する時間を踏まえ、散布の時間帯を最大限配慮しましょう。

#### 【立入禁止】

立て看板の表示等により、散布区域内に農薬使用者以外の者が入らないよう最大限の配慮を行いましょう。

#### 【防除回数や飛散の減少】

農薬散布が最小限となるよう、病害虫に強い作物や品種の選定、病害虫の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網等による物理的防除の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減しましょう。

また、散布にあたっては、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないよう、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要です。

このような取組を通じて、農業に対する理解を得ることが重要です。できるだけ丁寧な情報提供や対応に努め、良好な関係が維持されるように気を配りましょう。

